

## 平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しについて

〔平成 21 年 10 月 16 日〕  
閣 議 決 定

平成 21 年度第 1 次補正予算の執行については、別紙の事業につき、掲げられた額を目途に、執行停止又は交付を予定している法人等に対する交付辞退若しくは自主返納の要請等を行うこととし、その見直しの結果を平成 21 年度第 2 次補正予算又は平成 22 年度予算に反映することとする。このため、交付辞退又は自主返納の手続が必要なものについては、その手続に直ちに着手することとする。